

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	前畑 雅洋
登録番号又は法人番号	07270211
所属する単位会	京都府行政書士会
事務所名称	行政書士前畑法務事務所
事務所所在地	京都府京都市南区久世中久世町四丁目 64 番地
処分年月日	令和2年3月14日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（令和2年3月14日から6月）
上記処分をした理由	<p>本会理事であり第5支部の支部長であった当該会員は、合同会社設立の依頼を受けて業務を行う中で、登記申請書を作成し、令和元年8月8日、京都地方法務局に提出した。また、依頼が取り下げられたため、完遂はしなかったが、介護保険事業の指定申請業務に、依頼を果たす意思を持って携わった。これらの行為は、本会会則第46条の規定に抵触し、同第50条の2に該当するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>京都府行政書士会会則 第46条 会員は、常に法令、連合会の会則及びこの会則を遵守して、品位を保持し、誠実に業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めるとともに、行政書士並びに本会の信用を失墜するような行為をしてはならない。</p> <p>第50条の2第1項 会員が、法令又は知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき若しくは本会の会則に違反したときは、本会は当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p>